



表紙写真 ご紹介

大河原町「夏まつり：花火大会」

日 時：平成 29 年 8 月 12 日（土）

会 場：白石川右岸河川敷公園 問合せ先：大河原町商工観光課 電話 0224-53-2659

大河原町の夏の最大のイベントは夏まつり。伝統あるイベントで、今年で 45 回目の開催になります。日中から開催され、会場には数多くの屋台が出店され、大ビンゴ大会も行われるなど、来場者のかたを楽しませます。

夜にはメインである花火大会が始まり、特大スターマインなど 5,000 発の打上花火が夜空を彩ります。特にフィナーレは全長 300m、東北随一のナイアガラ大瀑布をご覧いただけます。

今年は大河原の夏まつりにぜひご来場ください。

CONTENTS

組合会議員の補欠選挙結果報告・新理事長就任 P2
平成 28 年度決算のあらまし P3
身体に関心！受けよう健診！つかもう安心！ P7
9 月は標準報酬月額額の定時決定が行われます P8
被扶養者の資格確認調査を実施します P9
医療費のお知らせ P10
「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りしました P11
退職等年金給付（年金払い退職給付）のしくみ① P12
年金払い退職給付に係る財政状況（平成 27 年度末）について	P14
平成 29 年度遺族附加年金事業スタート！ P15

東京グリーンパレスの紹介 P17
宮城・山形・新潟県保養施設合同企画のお知らせ P18
新潟県 瀬波はまなす荘・アクアーレ長岡の紹介 P19
共済事務主管課長会議・担当者説明会を開催 P20
物資事業より P20
共済貯金をぜひご利用ください！ P20
人事異動のお知らせ P23
平成 29 年度退職予定者説明会の開催について P23
パレス松洲より P24

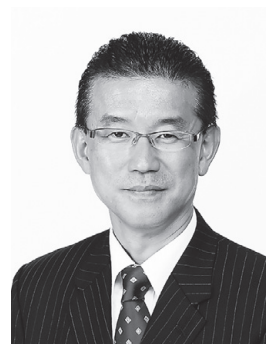
組合会議員の補欠選挙結果報告

市町村長である組合会議員で理事長の布施孝尚氏（第1選挙区選出・登米市長）が4月28日に、同じく市町村長である組合会議員の佐藤勇氏（第1選挙区選出・栗原市長）が4月30日に市長の職を退任したことに伴い、5月12日に議員の補欠選挙が行われ、気仙沼市長の菅原茂氏並びに名取市長の山田司郎氏が当選し、同日付で組合会議員に就任されました。

任期は前任者の残任期間で、平成30年11月30日までとなります。



議員
菅原 茂
(気仙沼市長)



議員
山田 司郎
(名取市長)

新理事長に大友喜助氏(角田市長)が就任

空席となっていた理事長の選挙が去る6月1日に行われ、大友喜助理事（角田市長）が当選し、同日就任しました。また、理事長職務代理者には、鈴木勝雄理事（利府町長）が指名されました。

これに先立ち、同日、市町村長である理事の補欠選挙が行われ、佐藤英雄監事（村田町長）が就任し、さらに、同日開催された組合会において、市町村長側の監事の補欠選挙が行われ、若生裕俊議員（富谷市長）が就任しました。

任期は、前任者の残任期間で、平成30年11月30日までとなります。



理事長
大友 喜助
(角田市長)



理事(理事長職務代理者)
鈴木 勝雄
(利府町長)



理事
佐藤 英雄
(村田町長)



監事
若生 裕俊
(富谷市長)

新理事長就任挨拶

去る6月1日に行われた理事長選挙におきまして、皆様のご推挙を賜り理事長の重責を担うこととなりました。微力ながら皆様方のご支援ご協力のもと、最善の努力をいたす所存でございます。

ご承知のとおり、公的年金制度は平成27年10月に被用者年金が一元化され、標準報酬制への移行や退職等年金給付の創設により共済組合が厚生年金の実施機関となりました。さらに、医療保険制度については、平成29年4月より後期高齢者医療支援金の算定方法が全面総報酬割へ移行されるなど、高齢者医療制度への拠出金等は年々増加し、さらに介護納付金につきましても算定方法を、今年度から4年間で段階的に総報酬割へ移行することが予定されております。これらの制度改正が短期給付財政に大きな影響を及ぼしている状況であり、また、長期金利低下による資金運用環境の悪化等により、共済組合を取り巻く情勢はますます厳しくなることが予想されます。

就任早々、この厳しい状況を痛感しているところではございますが、共済制度を堅持、充実させ、組合員並びにご家族の皆様の生活の安定と福祉の向上のため、共済組合役職員一同、一丸となって全力を傾注してまいりますので、皆様方より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

宮城県市町村職員共済組合 理事長 大友 喜助



平成 28 年度

決算の あらまし

去る6月1日に開催された第170回組合会において、平成28年度決算が承認されましたので、その概要をお知らせします。

総括事項

再任用や任期付職員等の採用に伴い、組合員数は増加傾向にあります。しかしながら、中長期的には組合員数、標準報酬月額の見込まれ、今後も厳しい事業運営が予想されます。

◎組合員数・被扶養者数

一般組合員	16,680人	(前年度比較 336人)
市町村長組合員	34人	(// 0人)
特定消防組合員	1,809人	(// 13人)
船員一般組合員	10人	(// △2人)
計	18,553人	(// 347人)
任意継続組合員	302人	(// △76人)
被扶養者	16,577人	(// △423人)

◎経理別収支決算一覧表

(単位：千円)

経理名	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)	収支差引額の処分
短期				
短期分	11,738,096	10,961,157	776,939	積立金へ
介護分	854,632	858,641	△ 4,009	積立金で補てん
厚生年金保険	22,992,467	22,992,467	0	
退職等年金	1,539,703	1,539,703	0	
経過の長期	164,513	164,513	0	
経過の長期				
預託金管理	77,640	77,640	0	
業 務	309,120	304,449	4,671	積立金へ
保 健	358,900	379,306	△ 20,406	積立金で補てん
宿 泊	375,024	350,793	24,231	積立金へ
貯 金	564,868	519,026	45,842	欠損金補てん積立金へ
貸 付	99,311	89,510	9,801	積立金へ
物 資	20,270	16,913	3,357	積立金へ

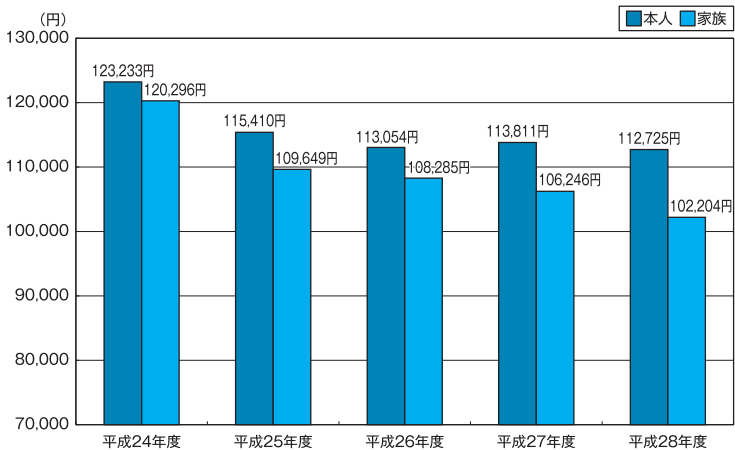
◎組合を構成する市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
13	20	1	17	51

短期経理

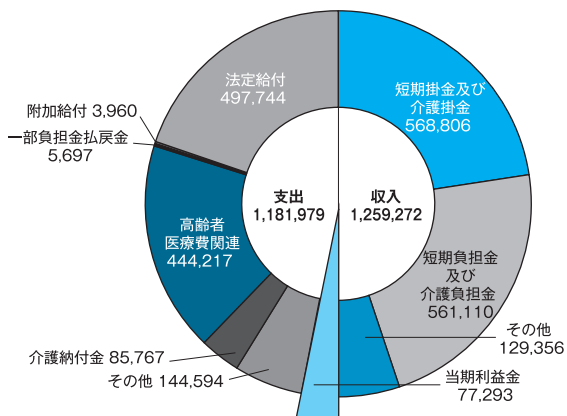
この経理では、組合員と被扶養者の皆様の医療費等の支払いと、前期高齢者納付金の医療費等の支払い、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金、介護納付金などの支払いを行っております。掛金・負担金の収入については、組合員数の増加や給与と改定の実施等に伴い、前年度と比べ増加したものの、全体の収入については前年度と比べ420万円減の125億9,272万円となりました。一方、支出については、法定給付（医療

●年度別組合員1人当り医療費の推移



◎短期経理の収支状況

(単位：万円)



費等)が前年度と比べ1億3,608万円減少しましたが、高齢者医療関連の支払いと介護納付金が前年度に比べ、8,431万円増加し、全体で118億1,979万円の支出となりました。収支決算の結果、短期分で7億7,693万円の当期短期利益金が生じたので全額を短期積立金へ積立しました。介護分では400万円の当期介護損失金が生じたので、介護積立金を取り崩して充当しております。

厚生年金保険経理

退職等年金経理

経過的長期経理

市町村職員共済組合の長期給付（年金）事業は、市町村連合会で一元的に処理しているため、各市町村職員共済組合の年金事業経理（厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理）は、掛金（保険料）・負担金の徴収と連合会への納付を行っております。このため、収支につきましては、損益は生じません。

厚生年金保険経理は、公的年金として1、2階部分に相当する部分の費用を徴収しており、平成28年度の保険料・負担金の収納額は229億9,246万円となりました。退職等年金経理は、被用者年金一元化により廃止された共済年金の職域年金（3階部分）に代わり創設された退職等年金給付（年金払い退職給付）の掛金・負担金を徴収しており、平成28年度の収納額は15億3,970万円となりました。

経過的長期経理は、被用者年金一元化前に発生した公務上の障害及び遺族給付の費用に係る負担金を徴収しており、平成28年度の収納額は1億6,451万円となりました。

経過的長期預託金管理経理

市町村連合会から年金積立金の一部を預託され、運用を行っている経理です。

運用としては、所属所が起債する縁故地方債の引受け及び貸付経理への事業原資の貸付けを行っており、組合員の福利厚生事業の重要な財源として活用しております。

業務経理

この経理では、短期給付や長期給付の事業を行うために必要な人件費や事務費等を賄っております。

収入については、地方公共団体からの負担金（組合員1人当り10,890円）と連合会交付金等で、前年度と比べ1,571万円増の3億912万円となりました。一方、支出については、前年度と比べ1,459万円増の3億445万円となりました。

た。

収支決算の結果、467万円の当期利益が生じたので、全額積立金に積み立てました。

保健経理

この経理では、短期経理（医療給付）の補完的業務として、また組合員とその家族の疾病予防、健康の維持増進を目的とした事業を行っております。

◎保健事業の概要

(単位：千円)

項目	決算額	概要	
保健	人間ドック助成	125,428	30歳以上の組合員4,588人に助成
	脳検診助成	13,565	40歳以上の組合員1,509人に助成
	乳がん・子宮がん検診助成	15,042	組合員を対象に助成 乳がん検診2,459人 子宮がん検診3,116人
	前立腺がん検診助成	406	50歳以上の男性組合員492人に助成
	医薬品配布	1,651	職場用救急箱補充薬品を配布
	メンタルヘルス電話相談	1,586	メンタルヘルスに関する電話相談 電話相談 151件 面接相談 30件
	メンタルヘルス講座講師派遣等助成	561	所属所主催のメンタルヘルス講座の講師費用を助成又は講師を派遣 費用助成 4所属所 10回 講師派遣 4所属所 6回
	インフルエンザ予防接種助成	13,690	65歳未満の組合員と被扶養者13,691人に助成 (うち組合員7,127人)
	禁煙補助助成	15	らくらく禁煙コンテストの参加組合員4人に助成
小計	171,944		
保養	宿泊施設利用助成	31,493	パレス松洲利用者11,922人(うち永年勤続退職利用者450人)、委託保養所利用者733人、全国他組合宿泊施設利用者180人に助成
	特定期間宿泊施設利用助成	688	宿泊施設(2部屋)を特定期間借上げし、62組(151人)に助成
	小計	32,181	
表彰	健康優良組合員表彰	3,706	組合員及び被扶養者とも1年間(平成27年1月から同年12月)医療給付を受けなかった組合員663人を表彰
体育	球技大会助成	3,748	野球、バレーボール、卓球大会の県大会の開催及び地方予選会費用助成
広報	広報誌発行	771	「宮城共済のあゆみ」を全組合員に配布
	医療費通知	352	該当組合員に当年度の医療費・薬剤費の支払状況等を通知(年3回)
	後発医薬品差額通知	0	該当組合員等に薬剤費節減に役立つ後発医薬品との差額を通知(年3回)
	小計	1,123	
生活支援	新生活支援図書	5,161	婚姻した組合員323人に新生活支援図書及びパレス松洲招待券を配布(うちパレス松洲利用248組)
	育児支援図書	944	第1子目を妊娠又は出産した組合員及び被扶養配偶者155人に育児図書を配布
	小計	6,105	
講座・セミナー	ライフプランセミナー	2,501	退職準備型 6回開催 541人 生涯生活充実型 2回開催 53人
	メンタルヘルス講座	779	4回開催 97人
	心と身体の健康セミナー	177	2回開催 39人
	健康管理者対象研修	80	1回開催 36人
	小計	3,537	
特定保健指導	特定健康診査	10,691	40歳以上74歳以下の被扶養者及び任意継続組合員1,826人(うち被扶養者1,680人)が受診
	特定保健指導	9,633	動機付け支援 577人 積極的支援 677人
	小計	20,324	
レセプト内容審査	770	診療報酬明細書(レセプト)の内容審査を専門審査機関へ委託	
レセプト電算処理	284	連合会基幹システム未対応レセプト等の電算処理を処理機関へ委託	
合計	243,722		

貯金経理

この経理では、組合員の皆様からお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、市中金利よりも有利な利率で還元しております。

貯金者数は、前年度と比べ21人減の10,425人となったものの、貯金残高は15億8,705万円増の436億4,847万円となりました。

収入については、金融情勢の低迷により厳しい運用環境が続いたため、前年度より5,740万円減の5億6,487万円となりました。

一方、支出については、貯金残高の増加に伴う支払利息の増加により前年度と比べ1,663万円増の5億1,903万円となりました。

収支決算の結果、4,584万円の当期利益金が生じたので、全額欠損金補てん積立金に積み立てました。

なお、平成28年度の平均運用利回りは、年1・26%（前年度は1・44%）となりました。

貸付経理

この経理では、組合員の皆様が、住宅の建築資金やご結婚、入学・修学など、臨時の支出を必要とするときに、経過的長期預託金管理経理から借り受けした資金により貸付を行っております。

平成28年度の貸付状況は、件数・金額ともに減少しており、総件数で対前年度と比べ294件減の1,860件、貸付金総額では、対前年度と比べ8億5,796万円減の36億7,875万円となりました。

収入については、貸付金総額の減少により貸付金利息等が減少し、前年度と比べ2,

134万円減の9,931万円となりました。

一方、支出については、経過的長期預託金管理経理への支払利息が前年度と比べ1,954万円減の7,377万円となり、連合会払込金等と合わせると、2,167万円減の8,951万円となりました。

収支決算の結果980万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

特定健診・保健指導、人間ドック助成等の検診助成のほか、保養所利用助成、健康

優良組合員表彰や各種講座の開催など様々な事業を実施しており、平成28年度からは定年退職者を迎えた組合員の方への感謝と慰労を目的として、永年勤続退職者パレス松洲平日利用助成を新設しました。なお、概要は別表のとおりで、事業費総額の78・89%が、疾病予防等を目的とする保健関係及び特定健診・保健指導の支出で占められております。

収入については、前年度と比べ481万円増の3億5,890万円となりました。

一方、支出については、人間ドック助成等の厚生費が2億809万円となったほか、宿泊経理への繰入等と合わせ、前年度と比べて160万円増の3億7,930万円となりました。

収支決算の結果、2,040万円の当期損失金が生じたので、積立金を取り崩して充当しております。

なお、積立金の活用による財源率引き下げ期間を更に延長し、平成30年度まで継続することになりました。

◎組合員貯金の状況

区 分	平成28年度末
貯 金 額	43,648,473,767円
貯 金 者 数	10,425人
貯 金 者 1 人 当 り 貯 金 額	4,186,903円
組 合 員 加 入 率	56.25%
支 払 利 率	1.20%

◎新規貸付の状況

貸付の種類	件数	金 額	割 合	
普 通 貸 付	15件	12,040千円	6.10%	
住 宅 貸 付	11	59,500	30.13	
在宅介護対応住宅貸付	-	-	-	
災 害 貸 付	新規貸付	-	-	
	家 財 住 宅 貸 付	-	-	
	再 貸 付	-	-	
特 例 災 害 貸 付	2	26,000	13.16	
特 例 災 害 貸 付	-	-	-	
特 別 貸 付	医 療 貸 付	-	-	
	入 学 貸 付	33	44,120	22.34
	修 学 貸 付	45	51,240	25.94
	結 婚 貸 付	4	4,100	2.08
	葬 祭 貸 付	1	500	0.25
高 額 医 療 貸 付	-	-	-	
出 産 貸 付	-	-	-	
合 計	111	197,500	100.00	

平成28年度末貸付残高 3,678,749,695円

物資経理

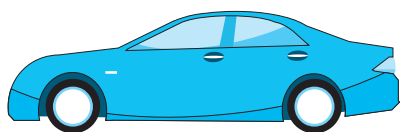
この経理では、共済組合が指定する販売店で組合員の皆様が購入された自動車や時計・貴金属等の代金を貯金経理から借り受けした資金により立て替えてお支払いしております。

平成28年度の立替状況は、ご利用いただいた方の99%が自動車購入によるもので、立替総件数は、前年度と比べ16件減の719件、立替金額では、3,631万円減の7億9,019万円となりました。

収入については、販売店からの受託商品手数料及び組合員の皆様にお支払いいただく立替手数料等を合わせ、前年度と比べ10万円減の2,027万円となりました。

一方、支出については、貯金経理への支払利息等を合わせ、前年度と比べ84万円減の1,691万円となりました。

収支決算の結果、335万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。



宿泊経理

この経理では、保養所「パレス松洲」の経営を行っております。

収入については、宿泊、休憩、会議、宴会等による施設収入が主なもので、平成28年度は、宿泊利用で年間1,000名、日帰り利用で年間1,183名の利用者が増加しました。また東日本大震災による松島町の災害復旧事業に伴い、パレス松洲の土地を一部売却したことにより、前年度と比べ822万円増の3億7,502万円となりました。

一方、支出については、前年度と比べ2,172万円増の3億5,079万円となりました。

収支決算の結果、2,423万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

当館では、組合員とその家族の方のみならず三親等内のご親族の方までご利用いただける宿泊助成券をフロントにご用意しております。

「おもてなし」を追求し、ご利用いただいたお客様に日頃のストレスを解消していただける空間を築いていく所存でございます。

◎新規立替の状況

販売品目	件数	金額	割合
自動車	152件	269,700千円	99.08%
時計・貴金属・カメラ・メガネ	14	1,688	0.62
その他	3	818	0.30
合計	169	272,206	100.00

平成28年度末物資立替残高 790,190,325円

◎パレス松洲収入の部門別内訳

部門	金額	割合
宿泊	204,593千円	79.91%
休憩	448	0.18
宴会	32,853	12.83
会議	7,015	2.74
商品売上	11,119	4.34
合計	256,028	100.00



身体に関心！受けよう健診！つかもう安心！

～小さな負担で大きな安心～

共済組合では、皆さんの健康維持と病気の早期発見・早期治療を目的として人間ドック利用助成や各種がん検診助成等を行っています。

自分は健康だから大丈夫！と思っている方でも、毎日毎日の積み重ねで身体には、何らかの変調が現れてきます。特にそれが病気の芽だとしたら大変です。

そのために、年1回は健診を受け、その結果、気になる数値が見つかったら再検査を受けましょう。必ずしも病気とは限りません！もし、病気だったとしても早く見つければ治療も身体に「小さな負担」で済みます。

また、糖尿病等の生活習慣病のリスクが見つかったときは、特定保健指導で生活習慣の改善をすることによって健康を守れます。

年1回は自分の健康状態と生活習慣を知る機会を作って「大きな安心」を手に入れましょう！

人間ドックは30歳以上の組合員が契約健診機関で受けられます。自己負担10,000円です。



人間ドック 利用助成

ドック利用券
ご利用ください！

生活習慣病やがんなどの病気は重症化しないと自覚症状が現われません。あなたの健康を守るため、多項目にわたり詳しく検査します。

特定健康診査受診券は4月下旬に共済組合から各所属所へ送っています。自己負担1,000円です。



特定健康診査

▽必ず受けましょう▽

生活習慣病の発症や重症化を予防します。

40歳以上の組合員・被扶養者が対象です。

○組合員は職場健診・人間ドック受診でこの健診を受けたことになります。

○被扶養者の方はお住まいの市町村の特定健診会場・契約健診機関で受診してください。

特定保健指導

生活習慣病のリスクがある方の生活習慣を改善して、あなたの健康を守ります。

リスクのレベルに応じて「積極的支援」「動機付け支援」があります。対象となった方は契約健診機関で指導を受けてください。

メタボ改善はこれが一番ですね！



がん検診助成

早期発見・早期治療が大切です！



【助成金額】

乳がん検診	2,300円
子宮がん検診	3,100円
前立腺がん検診※	1,000円
（※50歳以上）	

各がん検診を受けた組合員は共済事務担当課へお名前が入った領収証を持参し、手続きをしてください。

脳検診助成

脳の健康状態もチェック！

通常の健康診断等では検査を行わない脳も、定期的にチェックが必要です。



脳検診は40歳以上の組合員が契約健診機関で受けられます。利用料金によって7,000円か9,000円を助成します。

ご注意ください

- 人間ドックは各所属所の30歳以上の方3人に1人を助成対象として利用券を配布しています。対象となった方については、必ず人間ドックを受けていただきますようお願いいたします。
- 脳検診は各所属所の40歳以上の方5人に1人を助成対象として利用券を配布しています。対象となった方については、必ず脳検診を受けていただきますようお願いいたします。
- 人間ドック・脳検診・がん検診は組合員（任意継続組合員を除く）が対象です。

9月は標準報酬月額の時決定が行われます

標準報酬月額とは

共済組合の短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業等に係る掛金（保険料）・負担金や短期給付の給付額、厚生年金保険給付及び年金払い退職給付（退職等年金給付）の額における算定の基礎となるもので、組合員のみなさまの受ける報酬月額（基本給＋諸手当）に基づき決められます。



定時決定とは

すでに決定されている共済組合掛金等の計算の基になる標準報酬月額と組合員のみなさまが実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回、標準報酬月額を決定するものです。

定時決定のしくみ

7月1日時点で組合員である方が、定時決定の対象となり、4月から6月までに受けた報酬月額（基本給＋諸手当）の平均額を、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します。（標準報酬等級表は、本組合ホームページの「共済のしおり」、「掛金と負担金」欄をご覧ください。）

決定した標準報酬月額は、9月以降の掛金等の算定の基礎になりますが、以下の方はその年の定時決定の対象外です。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までのいずれかの月に随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われた方（その予定のある方を含む。）

年間平均で算定する場合（保険者算定）

定時決定の際に、基礎となる4月から6月までの報酬が他の月に比べて高く、通常の方法で報酬月額の算定を行うと著しく不当であると認められる場合（次の①②のいずれにも該当する場合は、「所属所からの申立書」と「組合員の同意書」を提出することにより、年間平均により標準報酬月額を決定（保険者算定）することができます。

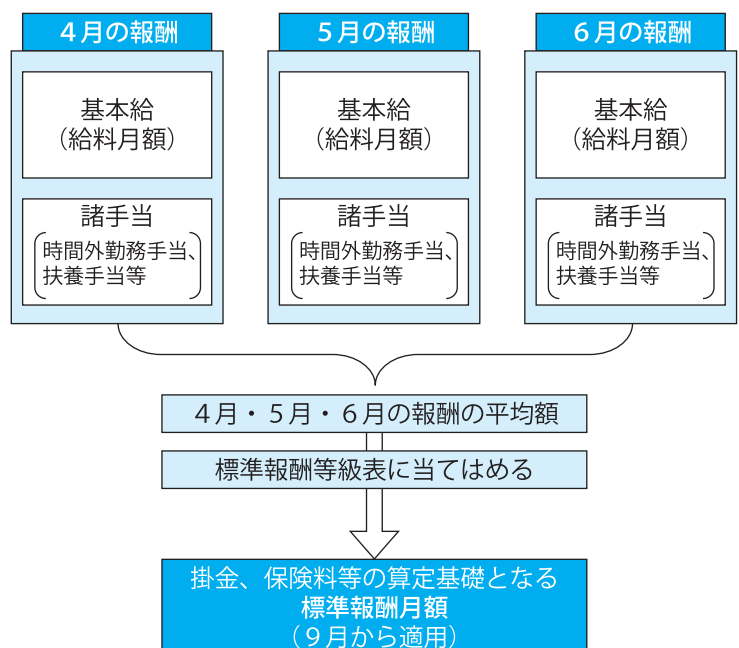
- ① 4月から6月までの報酬の平均額により算出した標準報酬月額と、前年7月から当年6月までの報酬の平均額により算定した標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じていること
- ② その時期は繁忙期のために例年時間外勤務が増える等その状態が毎年発生するものであると見込まれる
※「今年は4月から6月に多忙な業務に従事していたが、来年は分からない」というような理由の場合は該当しません。

標準報酬月額の改定

定時決定後、9月以降に基本給や扶養手当などの毎月定額で支払われる部分の額（固定的給与）が変更されたことにより随時改定の対象となった場合や、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定があった場合は、その都度、標準報酬月額が改定されます。



定時決定のイメージ図



※支払基礎日数が17日未満の月がある場合は、その月を除いて計算

被扶養者の資格確認調査を実施します

共済組合では、組合員の被扶養者として認定されている方について、その認定要件を満たしているか確認するため、今年度も次のとおり資格確認調査を実施します。組合員の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

●調査対象者

平成29年4月1日時点で被扶養者に認定されている18歳以上の方全員を対象とします。

また、父母・祖父母等のうち、片親のみの扶養認定を受けている場合、親夫婦の合算収入が、認定要件の確認対象となるため、認定を受けている親の配偶者についても調査対象とします。

●調査方法

平成29年7月末までに、調査対象となる方を扶養している組合員に対し「被扶養者資格確認届書」を共済事務担当課を通じて送付します。この届書用紙がお手元に届きましたら、所定事項を記入し、必要書類とあわせて、定められた期日までに共済事務担当課あて提出してください。

●被扶養者資格の取消要件

- ・年金受給者の方
年額180万円以上の年金を受給している方
- ・パート等で勤務している方
恒常的に月額108,334円以上の収入がある方
- ・事業所得（農業・営業等）のある方
確定申告の結果、総収入額から必要経費を控除した後の所得金額が、認定限度額の年額130万円以上（60歳以上の年金受給者の方は年金収入額と合わせて年額180万円以上）の所得になっている方
※被扶養者認定上で控除できる必要経費は、税法上の必要経費とは異なりますので、ご注意ください。
- ・雇用保険の失業給付待機期間中・受給延長期間中の方
日額3,612円以上の失業給付の支給が開始された方
- ・夫婦合算対象者の方
父母・祖父母などで、どちらか1人が被扶養者として認定されている場合、夫婦2人の所得（扶養認定上の所得）合計額が夫婦合算の認定限度額を超えている方
※夫婦合算の認定限度額につきましては、各所属共済事務担当課にお問い合わせください。



●その他

- 以上の取消要件に該当している調査対象者の認定取消日は、その取消要件に該当した日となります。
- 今回の調査にかかわらず、調査対象者が、既に取消要件に該当されているときは、速やかに被扶養者取消申告書を提出し、組合員被扶養者証を返納してください。
なお、今回の調査により、取消要件に該当することが判明した場合も同様です。
- 認定取消日以降の医療費及び給付金等は、給付できません。もし、取消日がこの調査から過去に遡った日であった場合、その遡った期間に係る給付金等は、後日返還していただきます。

●調査対象となる被扶養者と必要書類

調査対象者	必要書類
大学又は専門学校の学生	在学証明書又は身分証明書の写
無職無収入の方 給与所得者（パート、臨時職員等）	平成29年度の所得証明書
事業所得者（農業、商業等）、利子、家賃等の収入のある方	平成28年分確定申告書及び収支内訳書の写
各種年金収入のある方	①平成29年度の所得証明書又は平成28年分確定申告書、収支内訳書 ②最新の年金改定通知書等の写
組合員と別居している方（学生及び施設入居者は除く）	①仕送り状況申立書 ②仕送りをしていることがわかる書類 ○送金（振込み）による場合 金融機関の振込受領書又はATM利用明細書等の原本 ○現金での手渡しによる場合 仕送り額等報告書

※ 詳しいことは届書の裏面をご覧ください。なお、上記の必要書類以外にも、調査対象者の扶養状況等により追加書類を提出していただくことがあります。

個人番号（マイナンバー）の初期収集等について

共済組合では今後の事務処理（短期給付の決定や、被扶養者の認定事務など）に利用するために、平成29年1月1日時点で組合員及び被扶養者である方のマイナンバーの収集を行いました。

マイナンバーの報告にご協力いただき、ありがとうございました。

今後も、新たに扶養認定を受ける場合は対象者のマイナンバー報告が必要ですので、引き続きご協力をお願いします。

◎問い合わせ先 保険課システム・資格調定係 TEL 022-263-6415

医療費のお知らせ

組合員の皆様に医療機関等の受診状況をお知らせし、医療費に対する認識と理解を深めていただき無駄のない受診を心がけていただくために、年3回「医療費通知書」をお送りします。

今回のお知らせは、平成29年1月診療分から平成29年4月診療分となっており、7月上旬に所属所を通して配付しておりますので、皆様の健康管理にお役立ていただくとともに、医療費の節減にご協力をお願いいたします。

なお、「平成29年度税制改正の大綱」において、医療費控除の申告の際、医療機関での領収書を添付し保存することを要していたところ、「医療費通知書」をもって医療機関での領収書に代えることができるようにする旨記載されました。この改正に伴い、平成29年以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合に適用することが想定されています。詳細が決まり次第皆様へお知らせしますが、医療費通知書は大切に保管していただきますようお願いいたします。

「医療費通知書」の見方

医療費通知書

平成〇年〇月〇日作成

あなたとあなたの被扶養者が医療機関等にかかった医療費及び短期給付金の送金について、下記のとおりお知らせします。

不明な点がありましたら共済組合保険課までお問い合わせください。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
受診者名	診療年月	日数	診療区分・給付種別	医療費総額	法定給付額	公費負担額	自己負担額	家族療養費 附加金等	高額療養費	支給額
共済 太郎	29・1	30	医科入院	977,700	684,390		293,310	62,200	206,103	268,303
共済 太郎	29・1	90	入院時食事療養費	57,600	34,200		23,400			
共済 花子	29・2	1	医科入院外	31,560	22,092		9,468	1,469		
共済 花子	29・2	1	調剤	67,200	47,040		20,160	3,131		4,600
合 計				1,134,060	787,722		346,338	66,800	206,103	272,903

①診療を受けた年月

②1カ月のうちに入院または通院した日数

③医科、歯科、調剤、入院、外来等の区分

④医療費総額

⑤医療費総額のうち、共済組合が負担した額

⑥医療費総額のうち、国または県及び市町村等の医療費助成額

⑦医療費総額から共済組合が負担した額及び公費負担額を差し引いた額

⑧自己負担額から高額療養費及び基礎控除額を控除した額
(千円未満不支給、百円未満切捨て)

*基礎控除額 25,000円(上位所得者は50,000円)

⑨自己負担額から高額療養費の自己負担限度額を控除した額

交通事故や傷害事件によるケガの治療時は、必ず共済組合に報告してください!

交通事故や傷害事件等(第三者行為)により、組合員やその被扶養者が負傷し、医療機関等で組合員証を使用し治療を受けるときには、必ず共済組合または所属所共済事務担当課へご連絡ください。

第三者行為による医療費は本来加害者が支払うものですが、組合員証を使用して医療機関を受診すると、共済組合は治療のための医療費を医療機関に立替払いし、被害を受けた組合員や被扶養者に代わって加害者(または保険会社)に損害賠償請求(立て替えた医療費の求償)をすることになります。(組合員の方からの損害賠償請求権の代位取得)

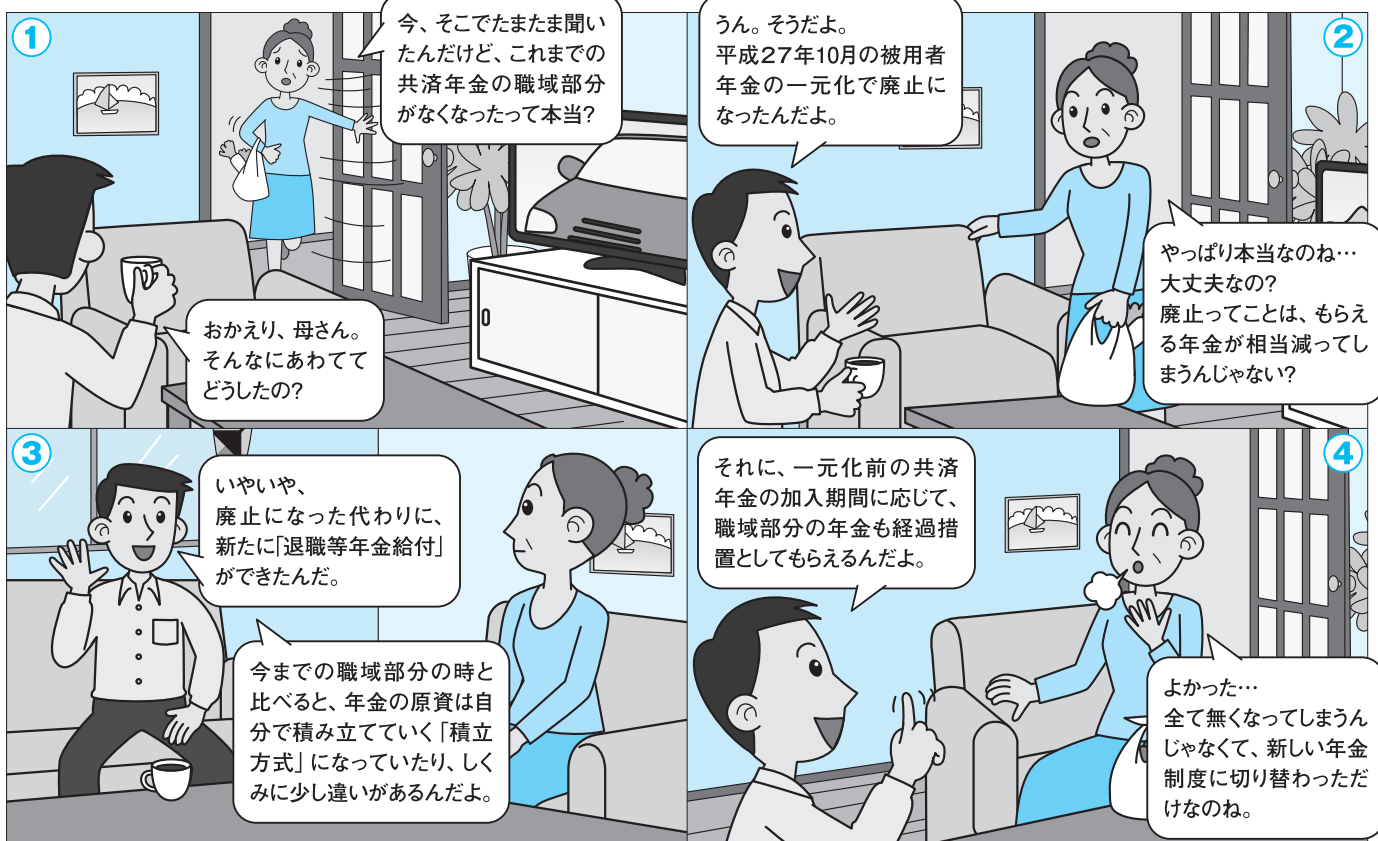
なお、交通事故のときは、どんな小さな事故であっても警察へ届け出て事故証明書をもらい、医療機関で医師の診断を受けましょう。

また、公務中(通勤中を含む)の事故等の医療費は地方公務員災害補償基金が医療費を負担しますので、所属所の公務災害担当課へ連絡してください。

◎問い合わせ先 保険課給付係 TEL 022-263-6411

退職等年金給付 (年金払い退職給付)の しくみ①

知って
安心!
厚生年金



被用者年金一元化によって、これまでの共済年金の3階部分の年金であった「職域年金相当部分」(以下、職域部分という)が廃止されました。この廃止された職域部分に代わる新たな公務員制度として、平成27年10月から「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設されました。

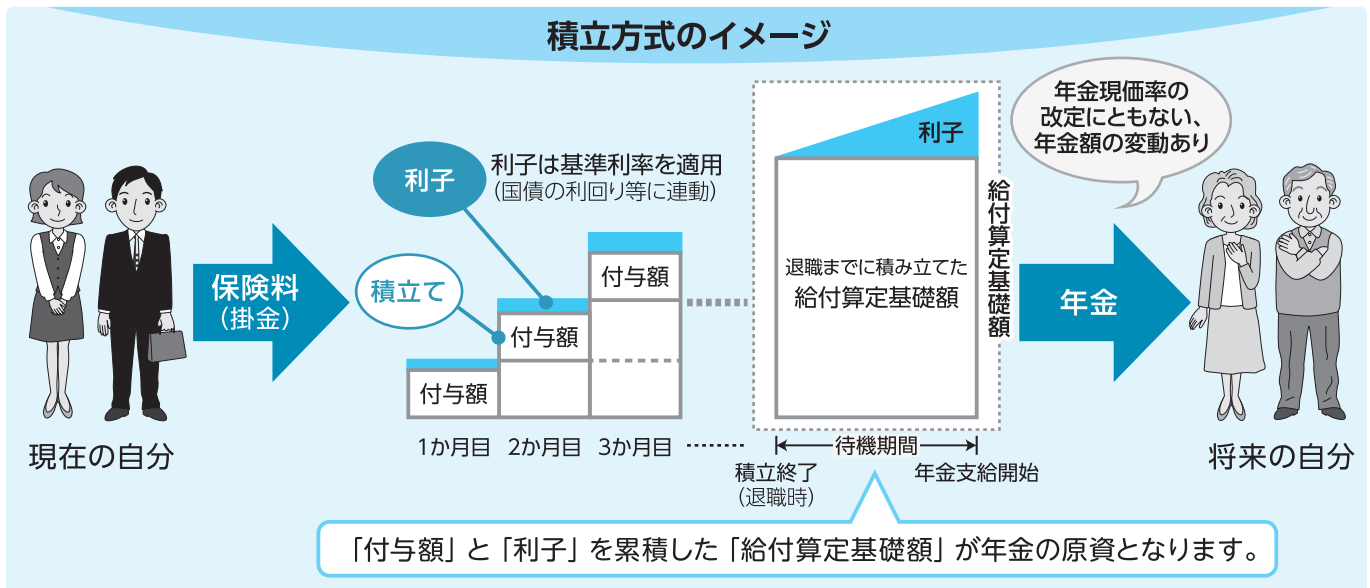
職域部分と退職等年金給付の違い

	職域部分	退職等年金給付
年金の性格	公的年金の一部 (社会保障制度の一部)	退職給付の一部 (民間の企業年金に相当)
財政方式	賦課方式 (世代間扶養の方式)	積立方式 (自身の給付に必要な原資を積み立てる)
給付設計	確定給付型 (現役時代の報酬の一定割合で給付水準を定める)	キャッシュバランス方式 (国債利回り等に連動する形で給付水準を定める)
保険料率	保険料の上限なし	保険料率(労使折半)の上限あり (1.5%)

退職等年金給付は積み立て方式

共済年金の職域部分は、現役世代の保険料（掛金・負担金）収入で受給者の給付を行う「賦課方式」でしたが、退職等年金給付の制度運営は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ給付算定基礎額として積み立てておくという「積立方式」をとっています。

退職等年金給付は、組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た「付与額」を利子とともに毎月積み立てます。また、年金額は基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた「年金現価率」を基に毎年改定されます。



退職等年金給付の種類

退職等年金給付には、大きく分けて「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

「退職年金」については「終身年金」と「有期年金」があり、「有期年金」の受給期間は基本20年ですが、10年または一時金を選択しての受給もできます。



きになる ワンポイント



一元化前の組合員期間がある方には、旧職域部分の経過措置があります

これまで共済年金にあった職域部分は廃止されましたが、平成27年9月以前の加入期間がある方には経過措置が設けられており、老齢・障害・遺族給付について「経過的職域加算額」が支給されます。



年金払い退職給付に係る財政状況（平成27年度末）について

地方公務員共済組合連合会

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっております。

この積立状況を把握するための作業が財政検証であり、国共済と地共済を合算した年金払い退職給付制度の年金財政上の剰余・不足の状況（年度末に積み立てておくべき金額と実際の積立金額の比較）を毎年確認することとなっております。

この度、平成27年度末の財政検証作業が終了しましたので、その結果について説明いたします。

○財政検証結果

1 平成27年度末の年金財政状況

（単位：億円）

区 分	国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額 A	1,914	522	1,392
積立金（簿価ベース） B	1,880	508	1,372
剰余または不足 (B - A)	△34	△14	△20
【参考】保険料収入現価	62,674	16,761	45,913

※△は不足を表している。

※「保険料収入現価」は将来にわたる保険料収入を現在価値に換算した額

「積立基準額」は計算基準日に積み立てておくべき金額であり、国共済が522億円、地共済が1,392億円、合計で1,914億円となっております。

一方、「積立金」の額は簿価ベースで国共済が508億円、地共済は1,372億円、合計で1,880億円となっております。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が14億円の不足、地共済が20億円の不足、合わせて34億円の不足となっております。

なお、現在計上されている不足については、制度が成熟することにより発生する将来の剰余等により解消される見通しとなっており、下記2に記載してあるとおり、財政再計算を実施し、掛金率等の見直しを図る必要がない状況となっております。

2 財政再計算の要否

年金払い退職給付制度では、少なくとも5年に一度財政再計算を実施することとなっておりますが、これとは別に、財政検証において臨時の財政再計算の要否を確認することとなっております。

臨時の財政再計算を行う条件は、計算基準日時点の積み立て不足額が、計算基準日以降の将来にわたる保険料収入を現在価値に換算した額である「保険料収入現価」の5%を上回る場合となっております。

今般、計算基準日時点における国共済と地共済を合わせた不足額34億円が、国共済と地共済を合わせた保険料収入現価の5%である3,134億円を下回っていることから、今回は臨時の財政再計算を実施しないこととなりました。

3 財政調整拠出金の計算

年金払い退職給付制度では、必要に応じ、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっております。

すなわち、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

平成27年度においては、国共済・地共済とも不足の状態であったため、財政調整拠出金は発生しませんでした。

平成29年度 遺族附加年金事業スタート!

組合員の皆様に支えられ実施してまいりました本組合の遺族附加年金事業もおかげさまで平成7年度の事業開始から23年目の年を迎えることができました。

この事業は、団体保険制度ならではの手頃な保険料で、公的遺族年金の補完事業として年金給付型の保険金支払いが受けられる事業です。今年度は、「遺族附加年金事業」の加入者が昨年度より269名増加の9,258名となり、加入率が49.9%となりました。多くの組合員、そしてご家族の方々に本事業の趣旨や必要性をご理解いただいた賜物と、深く感謝申し上げる次第です。

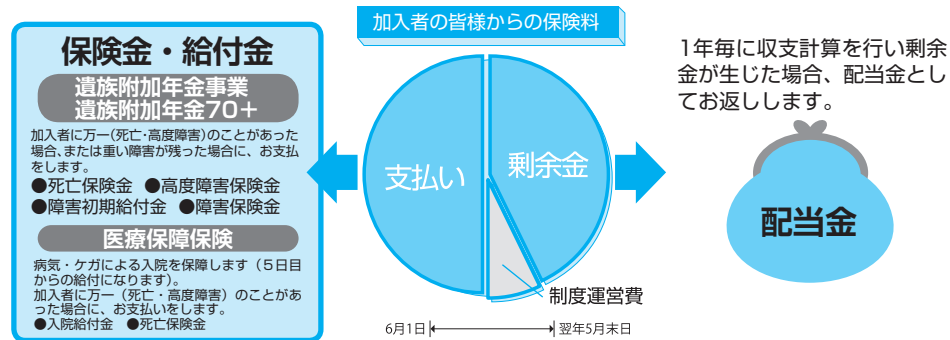
共済組合では、今後も遺族附加年金事業の安定した運営に努め、皆様のご期待に応えられる事業、福祉の向上に役立てられる事業として充実してまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、事業期間中（平成29年6月1日～平成30年5月31日）に保険金受取人や加入者氏名等の変更が生じた方は、各所属所の共済事務担当課へ申し出てください。

また、加入内容の変更（コース変更、中途脱退等）については、次回更新時（毎年1月中旬～3月上旬）での取り扱いになりますので、あらかじめご了承ください。

事業のしくみ

助け合いの制度です 加入者が出し合った保険料が給付の財源として使われます。



遺族附加年金事業の配当率は約16.1%、遺族附加年金70+は約38.0%、医療保障保険は約25.5%

●平成28年度の配当金について

遺族附加年金事業では、毎年、事業期間（1年間）ごとの収支決算を行い、その結果生じる剰余金を、配当金としてご加入されている組合員の皆様に還元しております。

平成28年度の配当率は、次のとおりです。

① 予想配当率

- 「遺族附加年金事業」 約16.1%(昨年度 36.9%)
- 「遺族附加年金70+」 約38.0%(昨年度 50.0%)
- 「医療保障保険」 約25.5%(昨年度 28.3%)

※ 平成29年5月31日までの保険金支払状況に基づいて算出しております。その後の支払状況により変動する可能性があります。

※ 事業期間満了前に途中脱退した方への配当金還元はありません。

② 振込の時期

配当金は、8月中旬に加入されている方の給付金等受取口座へお振込みいたします。

平成28年度遺族附加年金事業保険金（死亡・高度障害保険金）支払状況

○支払件数 17件 ○支払金額 267,500,000円

組合員の皆様が毎月お支払いいただく貴重な保険料は、この死亡・高度障害保険金等の支払いに充当しております。

平成28年度も、ご遺族の皆様に生活費他の資金として上記の金額をお支払いさせていただきました。加入の皆様のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

有限会社 みやぎ共済が取り扱っております保険のうち、今号では、「所得補償保険」をご紹介します。

所得補償保険 病気やケガによって働けなくなったとき、月々の所得を補償します！

- 病気やケガによって、継続して5日以上仕事に就けないとき最初の4日間（支払対象外期間）を超える就業不能の期間に対し、1年を限度として保険金をお支払いします。（給料が支給されている場合でも支払われます。）
- 有職の配偶者だけでなく、専業主婦の方も加入できます。専業主婦タイプは、病気又はケガによって継続して5日以上入院の場合に最初の4日間を支払対象外期間とし、5日目以降の入院日数に対して保険金をお支払いします。（専業主婦の方は専業主婦タイプにご加入いただけます。）
- 保険金をお受け取りになっても、初年度加入（通算期間設定）及び継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いするまで契約を継続できます。
- 団体契約による割引が受けられ、個人加入より20%も割安で加入できます。
- ご加入の際も医師の診査は要りません。健康告知をお願いします。告知の内容・過去の病歴等によってはご加入いただけない場合や条件付でのご加入となることがあります。
- 1年間無事故の場合、保険料の20%を無事故戻し返れい金としてお返しします。（中途脱退の場合、返れい金はありません。）
- 本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。（平成29年6月1日現在法令等）

※保険期間 平成29年6月1日午後4時から1年間（中途加入もできます。）

※加入対象者（被保険者）

- ・宮城県市町村職員共済組合の組合員本人及び配偶者（専業主婦も含まれます。）
- ・申込締切日現在、正常に勤務し、病気により医師の治療や医師の指示による服薬をしていない方かつ過去3年間に病気を指摘されたり、病気により1週間以上仕事を休んだことのない方。

※ 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変更となることがあります。

■ 上記は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

（お問い合わせは下記代理店まで）

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

有限会社 みやぎ共済

（引受保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜株式会社）

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目10番25号

☎022-223-0740 fax022-215-0785

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで

土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。）

承認番号 SJNK17-03110

作成日 2017年6月6日

こころの相談ネットワーク

メンタルヘルス相談

◎こころの健康、大事にしていますか？ ひとりで悩まず、まず相談を

組合員とご家族で
ご利用いただけます。

☎ 0120-16-9164

携帯電話からも
無料でかけられます

ご相談はまず上記のフリーダイヤルへお電話ください。

受付時間 平日 9:00~21:00 土曜日 10:00~18:00(日・祝日、1/1~3は休み)



共済組合ホームページ
上からも「健康・こころのオンライン」にアクセスできます。

今すぐ相談したいときに

相談内容をお話してください。
臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職がお答えします。
電話相談は、無料です。

直接会って相談したいときに

ご相談内容に応じて、精神科医等の専門職との面接相談をご案内します。
面接相談は、1回当たり1,000円です。

直接は相談しづらいときに

直接相談しづらい、うまく話せないときにはweb相談をご利用ください。
相談料は無料です。
ログインID：kyosai-miyagi

いずれの相談でもプライバシーは厳守されます。ご相談内容が他に知られることはありませんので、安心してご利用ください。

2017年 9/30 まで

共済組合が発行する

宿泊利用
助成券

がご利用頂けます。

組合員限定

夏得! 宿泊プラン

シングル 1名様
ツイン 2名様

7,800 円より
14,600 円より

ご利用特典

1. 朝食チケット

翌朝 7:00 ~ 9:30 に約 30 種類の和洋バイキングをお召し上がりいただけます。

2. ルームシアター

約 150 タイトルの豊富なルームシアター (VOD) が見放題!

3. ワンドリンクチケット

館内レストランにてお好きなお飲み物をお召し上がりいただけます。

4. ミネラルウォーター

チェックイン時にお一人様 1 本プレゼントいたします。

ご予約方法

●まず、東京グリーンパレスオフィシャルホームページをご覧ください。

<http://www.tokyogp.com/>

●トップページの「組合員様のご予約はこちらから」をクリックしてください。

組合員様のご予約はこちらから

●プラン一覧より【組合員限定】夏得! 宿泊プランをご選択頂き、お申し込み手続きをしてください。
(初回のお申し込み時はユーザー登録が必要です。)

他にも各旅行会社のきつと宿泊がパックになったお得なプランがございます。

飛行機と宿泊がパックになった JAL または ANA のダイナミックパッケージも当ホテルホームページのトップページからご予約いただけます。
また、一部の旅行代理店 (JTB や KNT など) でも当ホテルの商品を取り扱っている店舗がございます。お近くの旅行会社に直接お問い合わせください。



東京グリーンパレス

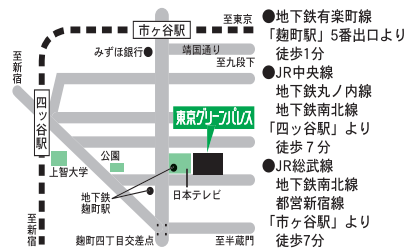
全国市町村職員共済組合連合会

ご予約・お問い合わせは

TEL. 03 (5210) 4600

FAX. 03 (5210) 4644

〒102-0084 東京都千代田区二番町 2 番地



アクセス便利

当ホテルは山の手の中心に位置し、移動拠点として最適です。



宮城 × 山形 × 新潟

お隣り県から、“おいしい”秋の知らせが届きました。

秋の味覚だより

開催期間 2017.9.1-10.31

宮城・山形・新潟県保養施設合同企画

宮城・山形・新潟県の保養施設が、秋の食材や自慢のお土産品を持ち寄りました。
お隣り県から届いた“秋の味覚”にちょこっと旅した気分！
地元の保養施設に泊まって、3県の保養施設の魅力にふれてください。

お隣り県から届いた、**3**つのうれしい企画

今年は、宮城・山形・新潟の牛肉料理が味わえます

料理長がお勧めする自慢の牛肉を使った料理や、秋の食材を使った郷土料理とのコンビネーションが楽しめます。期間限定の特別なおもてなし料理が皆さまをお待ちしております。

お土産品も「期間限定」の品ぞろえ

参加する施設が選んだ「ご当地でしか買えない、企画ならではのお土産品」がそろいます。

素敵な賞品が当たります

アンケートに答えて、毎月各施設ご宿泊者の中から抽選で、5名様に素敵な賞品が当たります。（当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。）



《ご予約・お問い合わせは各施設まで》

宮城県市町村職員共済組合 組合員の皆様へ

下記の料金から宮城県市町村職員共済組合の宿泊利用助成券がご利用いただけます

新潟県市町村職員共済組合 保養所 瀬波はまなす荘

今話題のグランピングついに OPEN!!
瀬波はまなす荘ならではの、
海のそばで夕日が見えるグランピングにご期待ください!!
宿泊のスタイルは選べる 2 タイプ、モバイルハウスとテントからお選びください。



夕日が見えるグランピング
やっています。
海×温泉×グランピング×夕日

※写真はイメージです。

好評
受付中

(要予約 3 日前)

ご利用料金(1 日限定各 1 組)

【モバイルハウス部門】 1 泊 2 食付 (サ・税込)

大人 18,000 円 子供 10,000 円

【テント部門】 1 泊 2 食付 (サ・税込)

大人 12,000 円 子供 8,000 円

各部門とも
手ぶらで OK!

選べる 2 タイプ「モバイルハウス」、「テント」

【モバイルハウス部門】「住箱-JYUBAKO-」

世界的な建築家隈研吾氏とスノーピークのコラボレーション作品。心地よい室内空間、見晴らし抜群の窓から眺める夕日は格別です。

【テント部門】「Pilz19」

キャンプはやっぱりテントで!

瀬波はまなすで手軽にアウトドア感覚を味わいたい方。

- * 各部門とも 2 名から 4 名までご利用いただけます。(1 名様でのご利用はできません)
- * 夕食は BBQ または食事処での夕食からお選びください。
- また朝食も洋食または和食からお選びください。
- * ご予約はご宿泊の 3 日前までとなります。
- * 土曜日、祝日の前日、7 月 15 日～8 月 20 日にご利用の際は、1,188 円増しとなります。

グランピング営業期間

モバイルハウス部門は 8 月中旬から 11 月頃まで、テント部門は 10 月頃までの予定です。

(天候により変更する場合があります。)

新潟県市町村職員共済組合
保養所 瀬波はまなす荘
新潟県村上市瀬波温泉 1 丁目 2 番 17 号
TEL0254-52-5291 FAX0254-53-6751

AQUARE アクアール長岡 季節の宿泊プラン

特選舟盛会席

※写真の舟盛は 4 人盛です。

1泊2食付 2名様以上 12,700円

通年 ※7/25～8/25は夏季料金となります。
※土曜日・祝前日は上記料金に+2,500円。※入湯税150円は別途。

彩り夏野菜と海鮮陶板焼き (全9品)

※写真の陶板は 4 人盛です。

1泊2食付 9,700円

7月～8月限定 ※7/25～8/25は夏季料金となります。
※土曜日・祝前日は上記料金に+2,500円。※入湯税150円は別途。

松茸会席

※写真の鍋は 4 人盛です。

1泊2食付 2名様以上 12,700円

9月～10月限定
※土曜日・祝前日は上記料金に+2,500円。※入湯税150円は別途。

ふぐ会席

※写真の鍋は 4 人盛です。

1泊2食付 2名様以上 12,700円

11月～3月限定 ※年末年始は除く
※土曜日・祝前日は上記料金に+2,500円。※入湯税150円は別途。

○チェックイン15:00から ○チェックアウト10:00まで

宿泊プランは両日とも温泉・プール・マシジム・スタジオの利用は無料!

※ご利用の際は、組合員等施設利用助成券をお持ちください。※上記料金は消費税込み、利用助成前の料金となります。※マシジム、スタジオ利用は大人のみとなります。※お子様のプール利用は、必ず保護者同伴をお願いいたします。※プールご利用時はスミングキャップが必要です。

近隣施設オススメスポット



- 開園時間 / 午前9時30分～午後5時(11月～3月は午後4時30分まで、5月～8月は午後6時まで) ●入園料 / 大人410円(65歳以上210円)、子ども80円
- 駐車場 / 普通車310円

国営越後丘陵公園

四季折々の美しい花と自然の中でスポーツ&レクリエーション。
長岡市宮本東方町字三ツ又1950-1
TEL0258-47-8001

AQUARE アクアール長岡

新潟県市町村職員共済組合保健施設
厚生労働大臣認定健康増進施設
新潟県福祉のまちづくり条例適合施設

お問い合わせ・ご予約はこちら

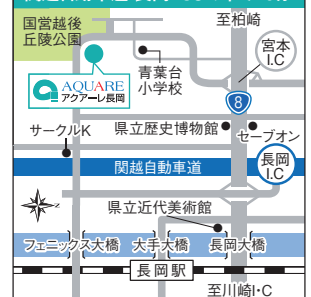
☎0258-47-5656

〒940-2147 新潟県長岡市新陽2丁目5番地1
(国営越後丘陵公園となり)

<http://www.aquarenagaoka.or.jp>

アクアール長岡 検索

関越自動車道 長岡ICより車で10分



AQUARE アクアール長岡

国営越後丘陵公園
入場引換券

※宿泊プランをご利用の方が対象です。
※チェックインの際、フロントにご提示ください。
入場券をお渡しいたします。

有効期限 / 平成29年10月末日まで

共済事務主管課長会議、共済事務担当者説明会を開催しました

平成 29 年度の共済事務主管課長会議を 5 月 9 日に、共済事務担当者説明会を 5 月 30 日に保養所「パレス松洲」において開催しました。

主管課長会議においては、共済組合の当面する諸課題等と平成 29 年度の事業計画及び予算の概要について説明を行い、その後、昨年引き続き、仙台白百合女子大学人間学部健康栄養学科の鈴木寿則氏より「健康経営とデータヘルス」と題してご講演いただきました。国保中央会の国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会の委員や、協会けんぽ宮城支部健康づくり推進協議会の委員としても活躍中の鈴木氏の講演は、各所属所の職場における健康づくりや本組合のデータヘルス計画にとっても、大変意義深いものでありました。

また、担当者説明会においては、共済組合のあらまし、資格調定、短期給付、長期給付、福祉、宿泊の各事業における事務手続き等について説明を行いました。終了後には、それぞれの事業ごとの相談コーナーにおいて、担当者からの相談をお受けしました。

公務ご多用の中、ご出席いただきました皆様には、厚く御礼申し上げます。今年度から新たに共済事務主管課長や共済事務担当になられた方が多かったように思われます。共済制度も多岐にわたっており、制度改正等により取り巻く情勢は厳しい状況にありますが、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



主管課長会議講師の鈴木寿則氏



担当者説明会相談コーナー

物資事業より

4月号でお渡しした共済物資事業「物資指定店のご案内」、7ページ 宮城ホンダ販売(株) 白石店 の電話番号に誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

(誤) 022-341-1038 (正) 0224-26-9661

年利
1.0%

一般の預金金利より断然お得な
共済貯金をぜひご利用ください!

貯金事業に加入されていない組合員の皆さま、「共済貯金」をご存知ですか？

将来の様々なライフイベントへの備えとして、それに相応しい資金準備は欠かせないものです。

共済貯金を資金準備の方法として、活用してみたいかご存知ですか？

毎月の給料やボーナスから少額天引きのスタートができますので、貯蓄はこれからという方、また、自動的に積立てされ、いつの間にか貯まるので、貯蓄が苦手な方にもオススメです。

詳しくは、P 21 をご覧ください。

共済貯金締切日及び払戻日のお知らせ

	第 1 回		第 2 回		第 3 回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
平成 29 年 8 月	8/ 2 (水)	8/10 (木)	8/ 9 (水)	8/18 (金)	8/23 (水)	8/31 (木)
9 月	9/ 1 (金)	9/11 (月)	9/11 (月)	9/20 (水)	9/21 (木)	9/29 (金)
10 月	10/ 2 (月)	10/11 (水)	10/12 (木)	10/20 (金)	10/23 (月)	10/31 (火)

※「貯金払戻請求書」の受け付けは、各締切日の午前中までに共済組合へ原本が届いたものに限ります。所属所で締切日を設定している場合もありますのでご注意ください。

共 済 貯 金



年利 1.0%

共済貯金は
ご存知ですか？ **高金利が魅力です！**

(平成29年7月現在)

【加入資格】 組合員の方に限ります。

【加入方法】 「貯金加入申込書兼受取口座届書」(裏面)を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。

【積立方法】 次の3種類からお選びいただけます。

○定例積立：毎月の給与から天引きして預け入れ

○賞与積立：6・12月の賞与から天引きして預け入れ

○臨時積立：資金に余裕ができたとき臨時に預け入れ

いずれも1回の積立金額は1,000円以上500円単位です。

積立上限額はありません。

【払戻方法】 毎月10日、20日及び月末の3回が払戻日です。
※銀行休業日等により変更することがあります。
届出いただいた受取口座に送金しますので、払戻しをされる方は「貯金払戻請求書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。

【受取口座】 次の4金融機関が登録可能です。

○七十七銀行 ○仙台銀行 ○東北労働金庫 ○農業協同組合

【積立額変更】 「貯金変更届書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。

【口座変更】 「貯金加入申込書兼受取口座届書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。

【利息計算】 年複利で日割計算し、毎年1回、3月31日に元金に組み入れします。

【脱退方法】 「貯金払戻請求書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。
(解約) 退職または他共済組合へ異動した方、及び任意継続組合員の資格を喪失した方は解約手続きが必要です。

共済組合では、皆様の大切な資金の安全性を最優先に、慎重かつ確実に運用しています。

お問い合わせ **宮城県市町村職員共済組合 総務課経理係**

TEL 022 (263) 6414

<http://www.kyosai-miyagi.or.jp/>

貯金加入申込書 兼 受取口座届書

組合員証 記号番号	-	所属所	
フリガナ		届出事由	新規加入
組合員氏名 (口座名義)			

*定例・賞与・臨時のいずれの1つでも共済組合貯金に加入できます。希望する積立種類に必要な事項を記入してください。

	積立種類	積立金額	積立開始時期
積立 内容	<input type="checkbox"/> 定例積立	円	
	<input type="checkbox"/> 賞与積立	<input type="checkbox"/> 6月	平成 年6月賞与から
		<input type="checkbox"/> 12月	平成 年12月賞与から
	<input type="checkbox"/> 臨時積立	*貯金臨時積立報告書を提出してください。	

受取 口座	金融機関		本支店名		預金種目	口座番号
	コード	名称	コード	名称	普通	

*非課税限度額	円	
---------	---	--

上記のとおり届け出ます。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様
平成 年 月 日

住所
届出者
氏名 印

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様
平成 年 月 日

職名
所属所長
氏名 印

- ※ 積立開始希望月の前月20日までに提出してください。
- ※ 共済貯金は、利息の支払い時に原則として支払利息の20.315%を源泉分離課税として控除されます。ただし、少額貯蓄非課税制度(マル優限度額350万円)の有資格者に該当する方は、特例により非課税扱いとなりますので、手続きが必要です。
- ※ 詳細は総務課までお問い合わせください。

組 合 処 理 欄		
処理者	検印者	備 考

人事異動のお知らせ

氏名	異動後	異動前	異動日
齋藤 富良	退職	総務課付け課長	平成29年6月30日

平成29年度退職予定者説明会の開催について

宮城県市町村職員退職手当組合との共催により「平成29年度退職予定者説明会」を、日程表のとおり開催する予定です。

なお、説明会の詳細につきましては、9月頃に各所属所あてにお知らせします。

また、説明会では、「退職手当について」、「年金制度について」及び「退職後の医療保険制度について」の説明を行い、個別相談もお受けする予定です。

●開催日程および場所

開催日程	開催場所	参加対象市町村等（予定）
11月6日（月）	岩沼市役所第一会議室	名取市、岩沼市、亶理町、山元町、亶理名取共立衛生処理組合、亶理地区行政事務組合
7日（火）	登米市消防防災センター大会議室	登米市
8日（水）	気仙沼市地域交流センター2階大ホール	気仙沼市、南三陸町、気仙沼本吉地域広域行政事務組合
9日（木）	栗原市役所講堂	栗原市
10日（金）	大河原合同庁舎大会議室	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、白石市外二町組合、仙南地域広域行政事務組合、みやぎ県南中核病院企業団
13日（月）	パレス松洲	塩竈市、多賀城市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町、宮城東部衛生処理組合、塩釜地区消防事務組合
14日（火）		富谷市、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、黒川地域行政事務組合、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合、宮城県市町村自治振興センター、加美郡保健医療福祉行政事務組合
15日（水）		石巻市、女川町、石巻地区広域行政事務組合、石巻地方広域水道企業団
16日（木）	大崎市役所東庁舎5階大会議室	大崎市、大崎地域広域行政事務組合

※1 全日程とも、開始時刻を午後1時、終了時刻を午後4時30分と予定しております。

※2 都合により、日程が変更となることがあります。あらかじめご了承ください。

◎問い合わせ先 年金課 TEL 022-263-6412 保険課 TEL 022-263-6411

ゆっくり、
のんびり。



まつしま
松洲膳コース 5,800円
おひとり様1泊2食(税・サ込)



ぬくもり
温人膳コース 7,800円
おひとり様1泊2食(税・サ込)

※宿泊料金は、利用助成券控除後の
平日組合員料金です。

ゆったりと流れる時間のなかで、心も体もリフレッシュ。
松島の静かな海とおいしいお食事が、
いつもみなさまをお待ちしています。



宮城県市町村職員共済組合保養所

まつ しま
パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38
Tel.022-354-2106 Fax.022-354-4020
www.palace-matsushima.jp

